

第 9 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和8年3月13日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第9回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和8年3月13日（金曜日）

午前9時58分開議

午後0時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 令和8年度熊本県一般会計予算

議題第47号 令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議題第51号 令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議題第52号 令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議題第58号 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議題第59号 令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議題第63号 令和8年度熊本県電気事業会計予算

議題第64号 令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

議題第65号 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議題第84号 熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

議題第85号 熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について

議題第86号 熊本県スポーツ応援基金条例の制定について

議題第94号 第七次熊本県環境基本計画の策定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①第二期熊本地域地下水総合保全管理

計画の策定について

②第6期熊本県廃棄物処理計画の策定について

③第12次熊本県交通安全計画の策定について

④熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第5次）の策定について

⑤第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について

⑥熊本県食品ロス削減推進計画の改定について

⑦第6次熊本県男女共同参画計画の策定について

⑧国家戦略特区 家事支援外国人受入事業の実施について

⑨熊本県外国人材との共生推進アクションプランの策定について

⑩令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果について

⑪熊本県の観光消費額について

⑫新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集の実施について

⑬新規工業用水道事業の進捗状況について
令和7年度経済環境常任委員会における取組の成果について

出席委員（7人）

委員長 高 島 和 男

副委員長 南 部 隼 平

委 員 岩 中 伸 司

委 員 松 田 三 郎

委 員 高 木 健 次

委 員 吉 田 孝 平

委 員 高 井 千 歳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田 克弘
政策審議監 枝國 智子
環境局長 原田 義隆
県民生活局長 中川 博文
環境政策課長 木原 徹
水俣病保健課長 中田 幸一
水俣病審査課長 塚本 健
環境立県推進課長 若杉 誠
環境保全課長 廣畑 昌章
自然保護課長 野田 貞幸
首席審議員
兼循環社会推進課長 村岡 俊彦
くらしの安全推進課長 岸森 法夫
消費生活課長 浦田 武史
男女参画・協働推進課長 小佐井 郁里
人権同和政策課長 山本 智勇

商工労働部

部長 上田 哲也
政策審議監 佐崎 一晴
商工雇用創生局長 時田 一弘
産業振興局長 中島 一哉
商工政策課長 佐藤 豊
商工振興金融課長 村上 友彦
労働雇用創生課長 荒木 貴志
産業支援課長 小松 篤史
エネルギー政策課長 吉澤 和宏
企業立地課長 山田 純子
販路拡大ビジネス課長 渡辺 陽司

観光文化部

部長 脇 俊也
政策審議監 川 寄典靖
観光文化政策課長 佐方 美紀
観光振興課長 浦本 雄介
スポーツ交流企画課長 松尾 亮爾

企業局

局長 久原 美樹子
首席審議員

兼総務経営課長 馬場 幸一

工務課長 福本 政洋

労働委員会事務局

局長 浦田 美紀

審査調整課長 守屋 芳裕

事務局職員出席者

議事課主幹 須田 恵美子

政務調査課課長補佐 那須 豊

午前9時58分開議

○高島和男委員長 ただいまから第9回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工労働部、観光文化部、企業局、労働委員会の順にお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明を行います。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 おはようございます。

環境生活部関係議案の概要について御説明させていただきます。

まず、予算についてですが、委員会説明資料の1ページ、令和8年度当初予算総括表をお願いいたします。

一般会計の左から2列目、本年度予算案（A）の最下段、一般会計合計欄のとおり、140億8,800万円余を計上しております。

令和8年度は、地下水の保全、公式確認70年を迎える水俣病への対応、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を中心に取組を進めてま

います。

まず、地下水の保全では、地下水位の監視や水田湛水、阿蘇地域の地下水涵養につながる活動への支援などのほか、環境モニタリングなど、しっかり取り組んでまいります。

水俣病問題への対応では、公式確認70年を契機とする情報発信やイベントへの助成、水俣病への正しい理解を促進するための新たな啓発事業等を実施いたします。また、認定審査業務につきましても、丁寧かつ着実に進めるとともに、進行中の裁判や行政不服審査にも適切に対応してまいります。

令和7年8月豪雨からの復旧、復興に向けては、被災した雲仙天草国立公園等の施設復旧を進めてまいります。

また、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿った取組を進めることとしており、1つ目の柱「こどもたちが笑顔で育つ熊本」では、県内の小中高生を台湾へ派遣し、グローバル人材の育成を図るほか、市町村や学校などと連携した環境教育等を推進してまいります。

2つ目の柱「世界に開かれた活力あふれる熊本」では、国立公園への訪日外国人及び国内観光客の誘客を図るため、公園内の施設整備等を進めてまいります。

3つ目の柱「いつまでも続く豊かな熊本」では、省エネ推進、再エネ導入など、脱炭素に向けた取組を推進するとともに、廃棄物を削減し、資源を循環させながら活用する循環経済への移行に向けた取組を進めてまいります。

また、人権に関する広報啓発や研修の充実、若年女性の起業支援等、女性活躍の促進にも取り組んでまいります。

4つ目の柱「県民の命、健康、安全・安心を守る」につきましては、消費生活相談や消費者教育の充実強化、犯罪被害者等へのワンストップ支援体制の構築等に取り組んでまいります。

また、資料1ページ、下に記載のチッソに

対する貸付けに係る県債償還等特別会計では、チッソ県債に係る元利償還金として、20億6,700万円余の予算を計上しております。

これらによりまして、環境生活部の令和8年度当初予算総額は161億5,600万円余となります。

また、条例等議案につきまして、熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例など、条例2件と第七次熊本県環境基本計画の策定についてお諮りしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、第二期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定についてなど、7件御報告いたします。

詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

説明資料の2ページをお願いいたします。

右側の説明欄1、職員給与費は、今年1月1日在籍職員の給与を基に算定しております。

この職員給与費につきましては、各部も同様ですので、各所属からの説明は省略させていただきます。

その下の2の公害対策促進費は、(1)から(3)の国等との連絡調整等、部長秘書事務の委託、部内の政策立案などに要する経費です。

次の3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業は、水銀を使用しない水銀フリー社会の実現に向けた情報発信や熊本県立大学等で水銀研究を行う留学生の奨学金などに要する経費です。

3ページのチッソ株式会社貸付金県債償還

等特別会計繰出金は、右側、説明欄に記載の平成7年水俣病問題政治解決時の一時金県債等の元利償還に充てるため、特別会計に繰り出すものです。

一般会計は以上です。

4ページをお願いいたします。

チッソ株式会社への貸付けに伴う県債の特別会計です。

1段目と2段目は、患者県債の元金と利子の償還に要する経費で、3段目と4段目は、平成7年政治解決時の一時金県債の元金と利子の償還に要する経費です。

最下段の特別貸付金は、チッソからの返済不足額の一部について、特別県債を発行し、チッソに貸し付けるもので、予算額は、平成12年閣議了解に基づく金融支援抜本策に沿って、チッソの子会社、JNC単体の昨年度決算を基に、チッソからの返済可能額は0円という想定で算定しております。

5ページの1段目と2段目は、特別県債の元金と利子の償還に要する経費で、3段目と4段目は、平成22年水俣病特措法救済時の一時金県債の元金と利子の償還に要する経費です。

環境政策課は以上です。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

2段目、公害保健費の右側説明欄を御覧ください。

1、公害被害者救済対策費のうち、(1)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市などが行う水俣病公式確認70年に関する情報発信や資料の収集、保存の取組などへの補助です。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣市が行う水俣病犠牲者慰霊式や芦北町が行うもやい祭といった慰霊、もやい直しの取組、水俣病公式確認70年に当たり、民間団体が行う情報発信や地域の再生、融和の取

組などへの補助です。

2、水俣病患者保健福祉事業費は、水俣病認定患者の方々の御家庭を看護師が訪問し、健康面での御相談などをお聞きし、療養指導を行う事業です。

7ページをお願いいたします。

3、水俣病総合対策事業費のうち、(1)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、居宅介護や外出支援、交流サロンなど、胎児性・小児性水俣病患者の方々の日常生活や社会参加の支援などに要する経費です。

(2)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病関係の手帳を所持する方々の医療費の支給などに要する経費です。

(3)水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、市町が行う水俣病被害者等の方々へのリハビリテーションの実施に対する補助です。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費の右側、説明欄1、公害被害者救済対策費ですが、(1)は、認定審査会の運営に要する経費、(2)は、認定審査の前提となる疫学調査や検診に要する経費、(3)は、訴訟や行政不服審査に対応するための経費でございます。

次に、2、水俣病総合対策事業費ですが、(1)の治療研究事業は、水俣病の認定申請後1年を経過した方などで一定の要件を満たす方に対し、認定または棄却決定までの間、医療費等を支給する事業でございます。

9ページをお願いいたします。

右側説明欄の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域の医療機関等をネットワークで結び、大学の医師から専門的な助言や指導等を受けられ

るようにする事業でございます。

水俣病審査課は以上です。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

10ページをお願いします。

2段目の計画調査費です。

右側説明欄、1、公営企業貸付金の工業用水道事業貸付金は、企業局工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金です。

2の地下水保全対策費の(1)番、地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取に係る許可手続等の運用、地下水の継続監視等に要する経費です。

次に、(2)阿蘇グリーンインフラモデル形成支援事業は、阿蘇地域の水源涵養機能を維持、再生する活動を支援する仕組みの構築に要する経費です。

11ページをお願いします。

(3)番、水保全協働推進事業は、地下水涵養の推進など、行政、事業者、県民が一体となった水保全対策に要する経費です。

次に、2段目、公害対策費です。

右側説明欄の1、環境保全基金積立金は、環境保全基金の運用利息の積立てです。

2、環境政策推進費の(1)番、環境センター運営事業は、県環境センターの維持管理や環境学習等に要する経費です。

(2)環境基本計画推進費は、環境審議会の運営や今年度策定する環境基本計画の製本などに要する経費です。

説明欄の3、地下水位ビジュアライズ発信事業は、熊本地域における大規模採取や開発による地下水位への影響等を見える化し、発信するために要する経費です。

12ページをお願いします。

説明欄の4、環境立県推進費の(1)番、有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海等の再生に向けた実証、検討等に要する経費です。

(2)番、県民ゼロカーボン行動促進事業は、県民の温室効果ガス排出削減行動を促進するため、様々な広報媒体を活用した普及啓発に要する経費です。

(3)番、地球温暖化防止活動推進事業は、温暖化防止活動推進センターによる啓発に要する経費です。

(4)番、2050くまもとゼロカーボン推進事業は、初期投資ゼロモデルによる再エネ導入をはじめとした県の率先行動や事業者の温室効果ガス排出削減の促進に要する経費です。

次に、新規事業として、(5)番、環境教育相互連携推進事業は、市町村、学校等と連携したニーズ把握や小中学校等を対象とした環境出前講座等の実施に要する経費です。

13ページをお願いします。

工業用水道事業会計等繰出金です。

説明欄の工業用水道事業会計等繰出金は、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金です。

予算関係は以上となりまして、続きまして、1件、34ページをお願いいたします。

第94号議案、第七次熊本県環境基本計画の策定についてです。

計画策定の経緯や趣旨などにつきましては、昨年12月の委員会で御報告しておりますので、省略をさせていただきます。

昨年12月の委員会終了後、本年の1月にかけて、パブリックコメントを1か月間実施しました。その結果、45件の御意見をいただき、一部計画案の修正に反映をしております。

その後、県環境審議会から妥当なものとの答申をいただき、庁内の環境政策推進本部においても承認されましたことから、今定例会に御提案しております。

恐れ入りますが、お手元の別冊資料をお願いいたします。

こちらの1枚目、A3横の概要資料と計画案になっておりますが、計画案は200ページ

ほどございますので、概要資料で御説明させていただきます。

なお、昨年12月に御報告した内容と大きな違いはございませんので、簡潔に御説明申し上げます。

計画は4編で構成しております。第1編、第2編では、計画の基本的事項や全計画の成果と課題などを整理しています。第3編、重点テーマでは、計画期間において重点的な取組が必要となる熊本地域の地下水について、「量」と「質」の保全を両輪とした取組について整理をしています。第4編は、分野別計画としまして、ゼロカーボンや循環経済などの施策を全7章で整理をしています。

現行計画から見直した主な内容を御説明させていただきます。

第1章のゼロカーボン社会・くまもとの推進については、現行計画の目標である2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組を継続し、運輸部門の施策を強化しております。

また、県の事務、事業における地球温暖化対策については、令和12年度までに温室効果ガス排出量を60%削減するという目標達成に向けて、太陽光発電設備の最大限の導入やLED照明の導入などの項目を整理し、施策を拡充しております。

第2章では、循環型社会の形成に向けて、効率的、循環的に資源を有効活用する経済システムでありますサーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組内容を記載しております。

1つ飛びまして、第4章では、半導体関連企業の進出に伴う地下水への影響に関する取組内容を拡充しております。

ここでは、第3編、重点テーマで整理した「量」と「質」の保全を両輪とした取組を進めるための具体的な施策や的確な情報発信の取組について記載しております。

2つ飛びまして、最後に、第7章では、持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりと

して、自律分散型の持続可能な社会を示す概念である「地域循環共生圏」の構築に向けた取組内容を記載しております。

県議会で御承認いただきましたら、速やかに策定作業に進み、周知に努めてまいります。

説明は以上になります。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いいたします。

まず、公害対策費でございますが、右側、説明欄2の環境政策推進費を御覧ください。

環境影響評価審査費は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。

次に、上から2段目の公害規制費の主な事業内容ですが、1の公害防止指導費につきまして、15ページをお願いいたします。

右側説明欄、(3)規制外物質等環境モニタリング事業は、半導体関連企業の集積に伴う規制外物質等の環境モニタリングに要する経費でございます。

また、(4)有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)対策事業は、PFOS及びPFOAの環境調査のほか、飲用井戸等の衛生検査に要する経費でございます。

今年度、県保健環境科学研究所に対して、分析体制強化を目的とした自動前処理装置の導入が完了したため、減額となっております。

次に、2の公害監視調査費でございますが、(1)大気汚染監視調査事業は、県内20か所に設置している測定局でのPM2.5や光化学オキシダントなど、大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

16ページをお願いいたします。

右側、説明欄(6)水質環境監視事業は、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視

等に要する経費であり、これには、河川や海域の採水分析業務の外部委託費を含んでおります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

環境整備費ですが、右側、説明欄の(2)上水道費は、水道法に基づく水道事業の認可及び指導監督等に要する経費でございます。

今年度実施しました衛星画像解析技術活用漏水調査事業については、来年度は実施せず、市町村への横展開とするため、減額となっております。

続きまして、条例案になります。

35ページをお願いいたします。

熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定についてです。

公害紛争手続について定める公害紛争処理法施行令の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備するため、条例案を提出しております。

条例案の概要につきまして、36ページをお願いいたします。

2の改正の内容についてですが、公害紛争処理法施行令の改正により、公害紛争処理手続における参考人や調停員などに対する旅費の種目が整備されたこと、また、本県が設置する熊本県公害審査会における参考人等に対する旅費については、本県職員に係る旅費と同様に支給することとしており、今定例会に熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例等が提案されていることを踏まえて、本条例における旅費の種目に関する規定の整備とともに、その他の整理を行うものでございます。

施行期日ですが、旅費の種目に関する規定の整備については、県職員の旅費条例等の改正の施行日と合わせ、令和8年4月1日から、その他規定の整備につきましては、公布の日から施行することとしております。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

18ページをお願いします。

まず、鳥獣保護費でございます。

説明欄3の(1)鳥獣保護対策事業費は、市町村の有害鳥獣駆除によるクリハラリス等の捕獲に対し助成を行うものです。

(2)特定鳥獣適正管理事業の主な内容は、市町村の有害鳥獣駆除による鹿の捕獲に対し、1頭当たり1,000円の助成を行うものです。市町村の要望や鹿生息頭数の増加を踏まえ、増額で計上しております。

(3)特定外来生物防除対策事業は、アライグマの捕獲従事者を増やすための研修や捕獲個体の回収に要する経費です。

19ページをお願いします。

説明欄、(4)指定管理鳥獣捕獲等事業は、有害鳥獣の捕獲が困難な山間地などで、県が主体となり、鹿の捕獲や調査を行う経費です。

(5)銃猟・わな猟マイスター育成事業は、若手銃猟者の発砲技術、中堅者の指導力、わな猟免許初心者の技能の向上を図るため、各種研修を行うものです。

2段目の自然保護費でございます。

20ページをお願いします。

説明欄(2)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、河口付近の干潟に生息する外来種のイネ科植物、スパルティナ属の防除に要する経費です。

(3)生物多様性くまもと戦略推進事業は、生物多様性の普及啓発を図るための研修や自然環境保全地域等での保全活動に要する経費です。

2段目の観光費でございます。

説明欄2の(1)自然公園利用事業は、県有施設及び九州自然歩道の清掃、管理並びに天草、富岡両ビジターセンターの管理委託に要する経費です。

21ページをお願いします。

説明欄(3)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、九州自然歩道や自然公園施設の整備を行う経費です。

(4)国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園における自然公園施設等の新設、改修に要する経費です。あわせて、市町村が実施する施設整備への助成を計画しています。

2段目の観光施設災害復旧費でございます。

令和7年8月豪雨災害により被災した矢部周辺県立自然公園区域内の公園施設の復旧に要する経費です。

自然保護課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課です。

22ページをお願いします。

2段目の環境整備費です。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費ですが、(1)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金により、海岸漂着物の発生抑制や回収、処理を行う市や町に助成を行うものです。

(2)の災害廃棄物処理支援事業は、災害廃棄物処理に係る市町村職員の対応能力向上及び関係機関との連携強化のため、研修会や図上訓練、連携会議等を行うものです。

次に、2の産業廃棄物対策費ですが、(1)の不法投棄等防止対策事業は、不法投棄防止のための巡回、指導等に要する経費です。

(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、許可申請やmanifestoの適正使用等に関する排出事業者及び処理業者に対する指導、研修等に要する経費です。

23ページ上段、(3)のサーキュラーエコノミー移行支援事業は、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効活用する新たな経済システムである循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーを推進するため、普及啓発や相

談体制構築、事業者支援などに要する経費です。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費は、産業廃棄物最終処分場の周辺地域の環境整備等のため、最終処分場が所在する市町村に助成を行うものです。

最後に、4の産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税基金の運用利息等を積み立てるものです。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

24ページをお願いします。

中段の交通安全対策促進費のうち、2の交通事故被害者対策費は、交通事故相談所の運営等に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

社会参加活動推進費のうち、上段の(2)犯罪被害者等支援推進事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営委託や広報啓発、犯罪被害者等への見舞金制度、令和8年度から運用を開始する多機関ワンストップサービス事業に要する経費でございます。

下段の青少年育成費のうち、(2)グローバルジュニアドリーム事業は、小中高校生を台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバルな視点を持つ青少年の育成を図るものでございます。

26ページをお願いします。

農業総務費、地域食品振興対策費のうち、(1)の食品品質表示指導事業は、食品表示法に基づく食品表示制度の普及啓発や県産農林畜水産物の産地偽装対策等の経費でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○浦田消費生活課長 消費生活課でございます。

27ページ、右の説明欄をお願いいたします。

2の消費者行政推進費の(2)金融関連消費者教育推進事業は、金融に関する消費者教育等に要する経費で、若者等に対する金融リテラシー向上のための出前講座及び広報啓発などに新たに取り組みます。

(3)地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援などに要する経費でございます。

(4)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者等に対する総合的な生活再生支援に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談、啓発事業に要する経費でございます。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

29ページをお願いいたします。

2段目、説明欄の社会参加活動推進費は、NPO法人等への活動支援や認証等に要する経費です。

3段目、説明欄2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業として、指定管理委託料、施設の維持管理費、ビル管理組合負担金等の経費です。

3の男女共同参画推進事業費は、県の男女共同参画計画に基づき、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、総合的、計画的に進める事業費ですが、主な事業として、(1)は、男女共同参画相談室ライフとして、悩み、不安、生きづらさなど、様々な相談業務に要する経費です。

30ページをお願いします。

(2)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性の社会参画を加速化させるため、国の地域

女性活躍交付金を活用して、各種取組に要する経費です。

具体には、女性にとっての多様な生き方の選択肢の一つとして企業を支援するもの、また、男女共同参画の意識醸成を図るため、ヒゴロッカサミット等を実施することとしています。

男女参画・協働推進課は以上です。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課です。

31ページをお願いいたします。

上段、諸費の右側説明欄、人権啓発推進費の主な事業として、(1)は、国の委託事業により市町村が行う人権啓発活動を支援する経費、(2)は、当課が実施する広報、啓発事業に要する経費です。

次に、下段、社会福祉総務費の右側、説明欄2、地方改善事業費の(1)は、市町村が設置する隣保館などの運営指導や改修工事等に要する経費、(2)は、行政や関係団体と連携した啓発活動等に取り組むための経費です。

人権同和政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、当部の最近の動きにつきまして概略を申し上げます。

初めに、3月5日に公表されました日銀の金融経済概観では「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、10か月連続で判断が据え置かれました。

また、令和8年1月の本県の有効求人倍率は1.13倍と、前の月から0.01ポイントの低下となりましたが、人手不足の状況はいまだ続

いており、今後も状況を注視してまいります。

次に、当部における最近の動きについてです。

2月24日に受付を開始しましたくまもと型応援補助金につきましては、受付当日から多くの問合せがあり、直近の集計で4,610件の申請がありました。小規模事業者の皆様ができるだけ早く事業に着手できるよう、迅速に交付決定を行うとともに、多くの皆様に御活用いただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。

また、2月26日、半導体分野における新たな技術やビジネスの創出を促進するため、この分野の事業アイデアを競いますピッチイベント、熊本半導体ベンチャーピッチを初めて開催いたしました。団体または個人を対象とするビジネスプラン枠と学生を対象とする学生アイデア枠の2部門に全国から20団体の応募があり、当日は、その中から9団体の皆様に発表いただきました。

本イベントを契機として、半導体領域のベンチャースタートアップの創出及び成長の促進に向け、引き続き支援してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要につきまして御説明いたします。

お手元資料の37ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算は、本年度予算額(A)の下から3段目にございますとおり、総額で706億5,900万円余の予算を計上しております。

主な取組につきまして、「くまもと新時代共創総合戦略」の柱に沿って御説明いたします。

まず、「世界に開かれた活力あふれる熊本」の取組として、地域の関係機関等が連携した人材確保、育成の取組や半導体による地域産業の創出のための産学官連携を支援して

まいります。

また、外国人材に選ばれる熊本を推進するための外国人材の受入れや定着の支援等に取り組んでまいります。

次に、「いつまでも続く豊かな熊本」の取組として、阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造に向けて、再生可能エネルギーの導入等を支援してまいります。

最後に、「県民の命、健康、安全・安心を守る」取組として、障害者雇用への理解促進のための普及啓発等に取り組んでまいります。

そのほか、債務負担行為の設定についてもお諮りしております。

また、その他報告事項として3件御報告いたします。

詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の38ページをお願いします。

1段目の計画調査費の説明欄1、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、県内企業と県が連携して、奨学金返還などの支援を行う経費です。

2の奨学金返還支援基金積立金は、1の事業の支援に際しまして、今年度に就職した若者の今後10年間分の支援に必要となる経費の総額を基金として積み立てるための経費でございます。

2段目の労政総務費の説明欄、(2)の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業は、本県へのUIJターン就職に係る東京、大阪、福岡及び県内への相談窓口の設置及び運営等に要する経費です。

39ページをお願いします。

(3)の戦略的U I J ターン就職加速化事業は、本県へのU I J ターン就職を促進するための合同就職説明会やセミナーの開催などに要する経費です。

(4)の「外国人材に選ばれる熊本」推進事業は、企業向けの相談窓口の設置や日本語教育の取組に対する補助など、外国人材の確保、定着の取組に対する支援や受入れ体制の構築等に要する経費です。

(5)の「連携“絆”特区」外国人材就労促進事業は、国家戦略特区を活用したIT、半導体関連人材及び家事支援人材の受入れに要する経費です。

40ページをお願いします。

(2)の熊本県半導体人材育成推進事業は、県内の産学官組織等による半導体人材の育成等に係る会議や他県と連携した取組に要する経費です。

(3)の「地域の人事部」構築事業は、人吉・球磨地域における市町村や関係団体が連携した人材確保、育成等の取組への支援に要する経費です。

41ページをお願いします。

中小企業振興費の説明欄1の(1)組織化指導費補助は、中小企業団体中央会に対する人件費及び事業費の補助に要する経費です。

(4)の中小企業団体全国大会熊本大会補助は、11月に同大会を開催します中小企業団体中央会に対して補助するものでございます。

一番下の2、運輸事業振興助成費補助は、運輸事業に係る安全性確保等の取組を行います熊本県トラック協会に対しまして、運輸事業振興助成法に基づき補助するものでございます。

42ページをお願いします。

4の小規模事業対策費補助は、商工会、商工会議所などに対する人件費及び事業費の保障に対する経費です。

人件費に係る単価引上げ等により、前年よ

り約1億3,000万円余の増となっております。

2段目の大阪事務所費、3段目の福岡事務所費は、それぞれ両事務所の管理運営費などを計上しております。

43ページをお願いします。

福岡事務所として賃借しておりますアクロス福岡の家賃及び共益費につきまして、令和9年4月に賃借契約を更新するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

44ページをお願いします。

まず、一般会計についてですが、中小企業振興費の説明欄2の中小企業金融総合支援事業は、中小企業者への融資制度に係る貸付原資、保証料補助などに要する経費でございます。

3の(2)中小企業者事業再建・発展支援事業は、豪雨災害の被災事業者をはじめ、経営改善や生産性向上などを目指す県内中小企業者に対して、税理士等の専門家を派遣するものでございます。

4の中小企業者販路開拓支援事業は、中小企業者が経営基盤強化のために実施する販路開拓等の取組に対して支援を行うものでございます。

45ページをお願いします。

中段の商工施設災害復旧費の説明欄、(1)中小企業等復旧・復興支援事業は、熊本地震のグループ補助金に関するもので、益城町の土地区画整理事業の影響により、これまで申請が完了していない事業者に対応するものでございます。

(2)なりわい再建支援事業は、事務的経費でございます。事業費であるなりわい再建支援補助金は、さきに議決をいただきました令

和7年度2月補正予算で約18億円を計上し、繰越しの御承認もいただいております。

(3)被災事業者再建支援事業も事務的経費でございます。事業費である被災中小企業者再建支援補助金は、さきに議決いただきました令和7年度11月補正予算で約42億円を計上し、繰越しの御承認もいただいております。

46ページをお願いします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

上段の中小企業振興資金助成費の説明欄1の高度化資金貸付金は、中小企業等協同組合等が広域で行う施設整備に要する資金を中小企業基盤整備機構に貸し付けるものでございます。

2の(1)貸付事務費及び(2)債権管理強化特別対策事業は、高度化資金等に関する貸付事務及び延滞債権の回収業務に要する経費でございます。

3の国庫支出金返納金は、小規模企業者等設備導入資金貸付金における県への償還金のうち、国の負担分について返納するものでございます。

下段の元金の説明欄、元金償還金は、高度化資金等の償還金のうち、中小企業基盤整備機構への償還金でございます。

47ページをお願いします。

一般会計繰出金は、高度化資金等の償還金のうち、貸付け時の県負担分に応じた一般会計への繰出金でございます。

48ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の中小企業対策融資損失補償は、中小企業への融資に係る熊本県信用保証協会への損失補償でございます。

下段の中小企業協同組合等設備投資促進利子助成は、中小企業協同組合等が設備投資をする際、金融機関から借入れを行った場合に利子を助成するものでございます。

49ページをお願いします。

中小企業等復旧・復興支援利子助成は、グ

ループ補助金に関するもので、事業者の自己負担分について、金融機関から借入れを行われた場合に利子を助成するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

50ページをお願いいたします。

労政総務費の説明欄の2、労政諸費の(1)くまもと県内就労応援事業は、若者や女性等に対する県内企業の魅力発信や合同企業説明会の実施及び企業の採用力向上や女性が働きやすい環境整備などに対する支援を目的とした県内企業向けセミナー実施のための経費でございます。

下の(2)労働局との一体的実施事業は、就職活動における様々な相談に対応するため熊本市水道町に設置しております、しごと相談・支援センターの運営に要する経費でございます。

51ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費は、前年度より6億3,593万円余の増となっておりますが、その主な要因は、右側説明欄の2、職業能力開発業務運営指導費の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業で実施する高等技術専門校の再整備でございます。

令和7年度に着工した自動車車体整備課1、2年実習棟と3年実習棟の2つの新築工事の大部分を令和8年度に施工することなどから、今年度に比べ大幅な増加となっております。

次に、52ページ、下段の職業能力開発校費でございますけれども、説明は53ページをお願いいたします。

上段の右側説明欄の3、職業能力開発事業費の(1)離職者訓練事業は、民間の専門学校などの教育訓練機関に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練に要する経費でござ

います。

次の新規事業、(2)障がい者等活躍支援事業は、これまで実施してまいりました県立高等技術専門校における知的障害者を対象とした職業訓練や民間教育訓練機関等における障害者を対象とした委託訓練に加え、新たに企業における障害者雇用の理解促進に向けた勉強会などを実施するものでございます。

下段の技術短期大学校費の説明欄の2、短大運営費の(2)技術短期大学校教育対策事業は、県立技術短期大学校における高度実践技術者の育成のために必要な施設及び各種機器の施設整備、更新に要する経費でございます。

54ページをお願いいたします。

失業対策総務費の説明欄の(5)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各広域本部及び地域振興局に就労相談窓口、ジョブカフェブランチを設置し、求職者にきめ細やかな就労支援等を行うために要する経費でございます。

55ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の職業能力開発拠点整備事業は、高等技術専門校の再整備における電気配管システム科実習棟などの新築工事に係る実施設計につきまして、令和9年度までを工期とする複数年契約を想定していることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

中段の障がい者訓練委託業務及び下段の離職者訓練等委託業務は、民間に委託して実施する職業訓練で、令和9年度までの2か年にわたることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の56ページをお願いいたします。

まず、表3段目の工鉦業振興費についてで

す。

(1)事業革新支援センター事業は、公益財団法人くまもと産業支援財団が行う企業の取引拡大に向けたビジネスマッチング等の支援に対して助成を行うものです。

57ページをお願いいたします。

(2)地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設に対して助成を行うものです。

(4)熊本空港周辺地域における産業振興創出事業は、ライフサイエンス分野を中心に新たな産業の創出を図るUXプロジェクトのさらなる推進を図るためのものです。

具体的には、阿蘇くまもと空港周辺の熊本テクノ・リサーチパーク内でのプロジェクトの拠点となるUXイノベーションハブの整備やスタートアップ等の企業が行う新事業創出に向けた実証事業への助成等を行うものです。

続きまして、58ページをお願いいたします。

説明欄(7)半導体産学官連携推進事業は、内閣府の交付金を活用し、国立大学法人熊本大学を拠点として実施する産学官連携による共同研究、人材育成等に対する補助等を行うものです。

(9)半導体サプライチェーン参入促進支援事業は、地場中小企業が半導体サプライチェーンに参入できるよう、専門家による技術指導やビジネスマッチングを支援する経費です。

59ページからは、県の産業技術センターに関する予算となっております。

60ページをお願いいたします。

説明欄の3、試験研究費をお願いいたします。

(1)新規外部資金活用事業(特別支援事業)は、産業技術センターが国等の公募事業に応募するなどをし、その採択等を受けて実施する各種の試験研究です。

(2)低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業は、環境負荷の低い半導体製造プロセスの開発、実用化を目的とした半導体材料の研磨や洗浄技術の開発に要する経費です。

61ページをお願いいたします。

(4)くまもと地域産業の持続的発展と水資源保全を両立させる先進技術の社会実装事業は、みそやしょうゆといった食品加工、発酵醸造現場において特定の化学物質を除去する技術の確立に向けた研究開発等に要する経費です。

表2段目からは、新事業創出促進費になります。

62ページをお願いいたします。

(4)くまもと産学連携等イノベーション強化事業は、来年度からの新規事業であります。県内大学における産学連携体制の整備、地場中小企業の産学共同研究に対する支援、各企業が有する技術についてのデータベースの整備など、ビジネスマッチング環境の充実等に要する経費です。

産業支援課は以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

63ページをお願いいたします。

1段目説明欄のエネルギー対策費に、(1)電源立地地域対策交付金事業、(2)石油貯蔵施設立地対策等交付金事業とございますが、これは、水力発電施設と石油貯蔵施設の所在地の周辺市町村における施設整備等に対し交付される国の交付金でございます。

表の3段目1、工業振興費のうち、(1)熊本県総合エネルギー計画推進事業は、県のエネルギー計画の目標達成に向けた取組でございます。

この中に、太陽光パネルF I T後放置ゼロに向けた取組やペロブスカイト太陽電池の推進に関する経費などを含んでおります。

64ページをお願いいたします。

(2)R E 100電力供給・利用促進事業は、阿蘇くまもと空港周辺の脱炭素先行地域におけるバイオマス発電や太陽光発電等の再生可能エネルギー施設に対する国の交付金による支援等に要する経費です。整備が本格化するため、事業費が増加しております。

(3)水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業は、水素利活用に向けた関係企業との意見交換会や具体的な取組を進めている他県と連携した取組等に要する経費です。

最後に、2、鉱業振興費は、採石場の指導や地域との共生に向けた取組、採石業の育成支援に要する経費です。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

工鉱業総務費ですが、説明欄の2、企業誘致促進対策事業費に、企業誘致に要する経費を計上しております。

(2)企業立地促進費補助は、誘致企業による県内への事業所等の新設、増設に対し補助を行うものでございます。

66ページをお願いいたします。

(5)半導体サプライチェーン構築加速化事業は、半導体関連企業の集積を加速化するため、国際展示会への出展やトップセールスによる企業誘致活動及び熊本サイエンスパークの推進に要する経費でございます。

次に、(6)県南地域企業誘致促進事業は、県南地域の企業が連携して行う人材確保の取組への助成やI T、コンテンツ系企業向けに市町村が行う魅力発信を支援する経費など、県南地域への企業誘致を促進するための経費でございます。

次に、(7)日台学生交流推進事業は、県内の大学生等から参加者を募集し、台湾の半導体関連企業の訪問や大学生との交流を通じ

て、半導体産業への関心と理解を深め、将来必要とされる職業感と国際感覚の醸成を促進するための経費でございます。

次に、(8)戦略的ポートセールス推進事業は、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費と、両港の利用を促進するために国際コンテナ航路の新規開設等を行う船会社に対し、経費の一部を補助するものでございます。

次に、(9)国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港または八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

67ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金でございますが、これは、工業団地の整備費への繰出金でございます。

68ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

まず、港湾整備事業特別会計です。

説明欄を御覧ください。

ポートセールス推進事業費は、熊本港及び八代港の利用促進を図るための活動費と両港の協議会運営に要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計です。

有明臨海工業用地の除草等の管理と分譲のための広報等に要する経費でございます。

70ページをお願いいたします。

ここからは、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計で、70ページは、県営工業団地の分譲や管理に要する経費でございます。

71ページをお願いいたします。

1段目の工業団地施設整備事業費は、新規工業団地の整備に係る経費で、菊池市事業区及び八代市事業区における造成工事等に要する経費でございます。

72ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

企業の新設、増設に対して補助を行う企業

立地促進費補助につきまして、補助金額が多額のものは分割して交付しており、令和9年度から12年度までの債務を設定するものでございます。

73ページをお願いいたします。

八代市で現在進めております県営工業団地の整備に当たり、令和9年度の債務を設定するものでございます。

八代市事業区は、令和7年度に盛土搬入に係る準備工事に着手し、令和8年度からは造成工事に着手する予定ですが、一部工事につきまして、令和9年度にまたがる予定であることから、債務負担行為を設定するものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

74ページをお願いします。

まず、1段目、農業総務費として2億7,400万円余の予算をお願いしております。

右側の説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、輸出事業者のHACCP等対応施設の新設、改修等への助成に要する経費で、全額国庫補助の事業です。

2、ブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、新規販路開拓や規制への対応等、輸出に取り組む県内事業者の総合的な支援に要する経費です。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、大規模な輸出産地の形成を図るため、農業団体をはじめ関係機関と一体となって取り組む生産方法の転換や物流改善への助成に要する経費で、全額国庫補助の事業です。

続きまして、その下の段、商業総務費として2億100万円余の予算をお願いしております。

75ページをお願いします。

右側の説明欄3、物産振興費の(1)物産振興事業は、県物産振興協会が行う県産品振興のため実施する事業に要する経費及び運営に対する負担金、物産館家賃です。

(2)首都圏等県産品販路拡大事業は、首都圏をはじめ、大阪、福岡などにおける県産品の販路拡大の取組に要する経費です。

(3)食のみやこ熊本「物産フェア&大商談会」実施事業は、商工会連合会等が開催する県産品の販路拡大のための物産フェアの開催支援及び県による都市圏等のバイヤーを招聘した大商談会の開催に要する経費です。

続きまして、その下の段、工鉱業振興費として800万円余の予算をお願いしています。

右側の説明欄、産業展示場施設管理事業は、産業展示場グランメッセ熊本の施設管理に要する経費です。

76ページをお願いします。

債務負担行為の設定を1件お願いしています。

産業展示場グランメッセ熊本において、令和10年度までの電気設備改修工事の請負契約を締結する必要があるため、当初予算にて債務負担行為の設定を行うものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

まず、協観光文化部長。

○協観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の議案の説明に先立ちまして、県内の観光の現状、観光文化部の最近の動きについて御説明申し上げます。

初めに、先月末に発表された観光庁統計調査の速報値について、本県における外国人延べ宿泊者数は、令和7年は約176万人と、過

去最多であった令和6年の年間147万人を更新しました。

また、令和6年の本県の観光消費額について、後ほど御報告させていただきますが、前年比1.7%増の3,796億円と、過去最高を更新いたしました。

次に、観光文化部における最近の動きです。

県有スポーツ施設の整備については、移転再整備としております藤崎台県営野球場について、来年度から開始することとしておりました新野球場の移転候補地の提案募集を前倒しし、今月中の募集開始を目指して準備を進めているところです。

こちらにつきましても、後ほど提案募集の内容について御報告をさせていただきます。

アーバンスポーツについては、来月11日、菊陽町に西日本最大級のアーバンスポーツ施設であるくまモンアーバンスポーツパークがグランドオープンいたします。同月18日には、このパークで日本スケートボード協会主催のA J S Aプロツアー第1戦が開催され、国内のトップアスリートによる熱い戦いが繰り広げられます。

また、熊本地震の発生から10年の節目を迎えるに当たり、今月20日からは、コンテンツの力で創造的復興を後押ししてきたプロジェクトの軌跡を、見て、知って、体感できるONE PIECE熊本復興プロジェクト「10年展」を熊本県立美術館本館で開催いたします。

そして、来月14日には、熊本地震震災ミュージアムK I O K Uで基調講演やシンポジウムを開催するほか、秋には市町村と連携した企画展を実施するなど、熊本地震の教訓を発信し、次世代に継承してまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の77ページをお開きください。

令和8年度当初予算は、総額で61億2,200万円を計上しております。

主な取組について、「くまもと新時代共創総合戦略」の柱に沿って、順に御説明いたします。

まず、「世界に開かれた活力あふれる熊本」については、今年夏に熊本デスティネーションキャンペーンを開催し、全国から本県への誘客強化を図ってまいります。

加えて、観光消費額のさらなる増加を目的とした観光ガイド人材の育成や漫画、アニメ等のコンテンツを活用した周遊促進の取組を実施するなど、国内外からの誘客促進に取り組んでまいります。

また、サイクルツーリズムをはじめとするスポーツツーリズムの推進や国際スポーツ大会の開催、官民共創による新アリーナ、新野球場の整備推進にも取り組んでまいります。

さらに、文化芸術では、新たに本県の文化芸術と観光の一体的な振興を図るため、点在する文化芸術資源をストーリーで面的につなぎ、誘客を促進する取組を展開いたします。

次に、「いつまでも続く豊かな熊本」については、今月20日にリニューアルオープンする熊本県伝統工芸館を核として、本県の伝統的工芸品産業の振興に取り組めます。

このほか、債務負担行為の設定2件と熊本県スポーツ応援基金条例の制定に係る議案を提案しています。

また、先ほど申し上げました観光消費額及び新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集の実施についても御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後担当課長から御説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

78ページをお願いします。

計画調査費の1、文化企画推進費の(1)文化芸術魅力創出事業は、地域に根差す文化芸術資源の一体的なプロデュースにより魅力あるコンテンツを創出し、国内外に発信して、交流人口の拡大や持続可能な文化芸術の発展を目指す取組に要する経費です。

79ページをお願いします。

2、県立劇場費の(1)県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づく改修工事等に要する経費です。

80ページをお願いします。

商業総務費の伝統工芸振興費の(2)伝統的工芸品販売力強化等支援事業は、工芸家と民間事業者が連携した新たな伝統的工芸品の開発等による高付加価値化及び国内外で購入可能なECサイト等を活用した販路拡大への支援に要する経費です。

下段の観光費の観光客誘致対策費のうち、熊本地震震災ミュージアム推進事業は、南阿蘇村にあります熊本地震震災ミュージアムK I O K Uの指定管理委託や情報発信に要する経費です。

81ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の県立劇場施設整備事業は、保全計画に基づく令和8年度から令和9年度までの改修工事に要する経費、また、下段の県立劇場施設貸借は、県立劇場の改修工事等に伴う事務所の移転及び工事休館中の備品管理に要する経費に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料の82ページをお願いいたします。

説明欄2、観光客誘致対策費の(2)観光産業復興による雇用創出事業は、人材育成のためのセミナーや雇用確保のための就職面談会

の実施に要する経費でございます。

(4) ガイド人材育成支援事業は、県内を広く案内できる観光ガイドを育成し、育成した人材とガイドニーズをマッチングするためのプラットフォーム整備を一体的に行うための経費でございます。

83ページをお願いします。

(7) 観光誘客プロモーション推進事業は、今年7月から9月に本番を迎えますJRグループ6社と連携した大型観光プロモーション、熊本デスティネーションキャンペーンの実施に要する経費でございます。

(9) 台湾インバウンド誘客強化事業は、台湾からの誘客強化や周遊促進のため、本県の観光セールス等を行う台湾での現地代理人の設置や台湾からの教育旅行の受入に係る調整、相談窓口の設置に要する経費でございます。

84ページをお願いします。

(12) クルーズ船受入体制強化事業は、クルーズ船の受入体制を強化し、乗船客の円滑な受入れとおもてなしを通じて、クルーズ船の寄港増加を推進するものでございます。

(14) 『ONE PIECE』連携復興応援事業は、漫画『ONE PIECE』と連携し、麦わらの一味の銅像を起点とした周遊促進や地域資源との掛け合わせなどにより、交流人口の拡大を図るものでございます。

85ページをお願いいたします。

4記載の観光標識整備事業は、県内各地に設置しております観光案内版などの修繕、点検等に要する経費でございます。

観光振興課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

86ページをお願いいたします。

説明欄2の観光客誘致対策費でございます。

(1) プロスポーツによる地域活性化事業

は、県内のプロスポーツチームを核とした地域づくり支援や交流人口の拡大推進に要する経費でございます。

(2) 国際バドミントン大会誘致促進事業と
(3) ツール・ド・九州受入環境整備事業は、11月に開催予定の国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパン、10月に開催予定の国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州それぞれの大会開催等に要する経費でございます。

(4) 熊本県民総合運動公園アクセス改善対策事業は、熊本県民総合運動公園で開催されますロアッソ熊本ホームゲームにおけるシャトルバス運行などのアクセス改善対策に要する経費でございます。

下の(5)アーバンスポーツ振興事業は、アーバンスポーツを振興するためのイベントの開催や大会招致、合宿誘致等に要する経費でございます。

(6) サイクルツーリズム推進・拡大事業は、人吉・球磨地域及び国のナショナルサイクルルート指定を目指している天草地域で実施するサイクリングイベントの開催やプロモーション等に要する経費でございます。

4、観光施設整備事業費でございます。

官民共創による県有スポーツ施設整備推進事業は、昨年9月に知事が表明した県有スポーツ施設整備の方向性を踏まえた官民共創による新アリーナ、新野球場の整備推進に要する経費でございます。

88ページをお願いいたします。

議案第86号、熊本県スポーツ応援基金条例の制定についてでございます。

概要について御説明いたします。

90ページを御覧ください。

この条例は、県及びふるさとくまもとのスポーツを応援する者が相互に連携して行うスポーツの振興に関する事業等の創造に要する経費に充てるため、基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

ふるさと納税等でいただいた寄附金を基金として積み立て、新アリーナ、新野球場の整備や大規模スポーツ大会の招致、開催、プロスポーツの振興など、交流人口の拡大につながる様々な取組に活用していきたいと考えております。

施行期日につきましては、公布の日としております。

スポーツ交流企画課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

まず、久原企業局長。

○久原企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局所管の電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業につきましては、例年より降雨量は少ないものの、設備工事などで停止しておりました一部発電所の発電が計画より早期に再開できたことなどから、全体としては、おおむね計画どおりの発電実績となっております。

次に、工業用水道事業につきましては、有明工業用水道の未利用水を活用した新規工業用水道事業の取組を進めております。後ほど、その他報告事項として、その進捗状況等を御説明いたします。

最後に、有料駐車場事業につきましては、熊本市中央区安政町の県営駐車場の利用が前年度を上回るなど、引き続き順調に推移しております。

先日の熊本城マラソンでは、今年度も、県営駐車場の一部を更衣所や休憩所として提供し、多くの方々に御利用いただきました。

また、11月定例会で議決いただきました次期指定管理者の指定につきましては、管理運

営に関する協定締結を完了し、来月から3期目がスタートいたします。

今後も、指定管理者との密な連携の下、町なかのにぎわいづくりなど、より一層の地域貢献に努めてまいります。

それでは、本日御審議いただく議案でございますが、予算関係3件、条例関係1件をお諮りしております。

説明資料の91ページをお願いいたします。

3事業会計の当初予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計で、収入総額57億7,800万円余、支出総額70億6,300万円余の予算を計上しております。

資料の99ページをお願いします。

次の100ページにかけまして、電気事業会計及び工業用水道事業会計の複数年度にわたる業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

資料、お戻りいただき、32ページをお願いいたします。

条例関係としまして、引用法令の一部改正に伴う熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、令和8年度当初予算について御説明いたします。

説明資料の93ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支のうち、上段、

収益的収入の営業収益は、主に電力料収入でございます。設備工事に伴う発電停止がございました前年度に対し、増収となっております。

下段の収益的支出における営業費用は、説明欄のとおり、職員給与費、修繕費や減価償却費などのほか、地元貢献として発電所所在市町村に交付金を支出する普及開発関係費などを計上しております。修繕費としてPCB関連工事等を計上してございました前年度に対し、減となっております。

最下段の損益につきましては、電力料収入の増等により、前年度比で増益となっております。

94ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございます。

上段の資本的収入の他会計からの返還金は、工業用水道事業会計からの返還金でございますが、工業用水道事業会計の資金需要を踏まえ、本年度は電気事業からの貸付けを行っていないことから、来年度の返還金は皆減となっております。

下段の資本的支出は、所管施設の更新工事などに係る建設改良費の増等により、前年度比で増となっております。

95ページは、工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業収益は、給水収益や施設の共同管理者からの維持管理負担金等でございます。

下段の収益的支出における営業費用は、説明欄5の有明工業用水道事業における竜門ダム関連経費などの減価償却費等、6のコンセッション運営権者に支出する維持管理負担金などを計上しております。

最下段の損益につきましては、竜門ダム関連経費の負担が大きく、引き続き損失を計上しておりますが、新規工業用水道事業における官民連携に向けた調査委託費の増などにより、前年度比で損失が拡大しております。

96ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の資本的収支でございます。

上段の資本的収入は、新規工業用水道事業など、建設改良費の財源としての企業債のほか、一般会計からの借入金や補助金などを計上しております。

下段の資本的支出の建設改良費は、説明欄1の八代工業用水道の取水口である遥拝頭首工等改修工事の負担金、3の新規工業用水道事業費などを計上しております。

そのほか、企業債や借入金の償還金を計上しております。

97ページは、有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業収益は、主に指定管理者からの納付金収入でございます。

また、営業外収益は、金利引上げに伴う預金利息の増等により、前年度比で増収となっております。

下段の収益的支出における営業費用は、説明欄3の減価償却費、4の地元貢献のための普及開発関係費などを計上しております。

最下段の損益につきましては、営業外収益の増などにより、前年度比で増益を見込んでおります。

98ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の資本的収支でございます。

資本的支出は、県政貢献としての一般会計への繰出金などを計上しております。

99ページは、電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

緑川第三発電所の設備部品の購入及び発電所等の集中監視制御システム関連工事について、1年を超える事業期間を要するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

100ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の債務負担行為の設定でございます。

新規工業用水道事業として、浄水場用地の地盤改良等工事や浄水場施設本体の整備工事などについて、1年を超える事業期間を要するため、債務負担行為の設定をお願いするのでございます。

なお、本事業の進捗状況などにつきましては、後ほど、その他報告事項として御説明いたします。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

資料、お戻りいただきまして、32ページをお願いいたします。

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

33ページの2の改正の内容にありますとおり、工業用水道料金に係る延滞金の割合について引用する租税特別措置法の規定の一部改正に伴い、条例の文言整理を行うものでございます。

3の施行期日は、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

浦田労働委員会事務局長。

○浦田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております当初予算について御説明いたします。

説明資料の102ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、上段の委員会費ですが、15人の委員報酬費、2,712万円余を計上しております。

次に、下段の事務局費ですが、1の事務局職員に係る職員給与費として9,306万円余、また、2の運営費として、労使紛争の審査、あっせん等を行うための事業費等、532万円余を計上しております。

以上、当委員会の当初予算として、1億2,552万円余を計上するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○吉田孝平委員 45ページをお願いします。

45ページの商工施設災害復旧費で、中小企業等復旧・復興支援事業、グループ補助金の件がございますけれども、今年で熊本地震から10年がたちまして、そして、今月末には4車線化が完了するということでございますけれども、その4車線化を待って、このグループ補助金の交付ができなかったのか、その辺——多分昔ちょっと説明を受けたかもしれませんが、もう一度教えていただければと思います。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今、委員御質問の件でございますけれども、まさに御指摘のとおりでございまして、土地区画整理事業がついておった関係もありまして、今のところ、来年度2件の対応ということで想定しておりまして、その予算計上ということでお願いしております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 来年度2件、交付決定決まりましたら、もうそれで一応グループ補助金は終わりということでございますか。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

できるだけ早めでの対応を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、様々な事業者におかれての御事情もございますので、そういったところは、逆に寄り添った対応ということで、そこはしっかり対応を引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉田孝平議員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 予算関係のほうじゃなくして、部長のほうからありました、球場の関係のアリーナ、球場、今月末から公募をするという予定で進められているわけですね。これは、市町村だけじゃなくして、関係……

○高島和男委員長 高木委員、野球場に関しては、後ほどその他の報告事項で特別に設けておりますので、そのときにいいですか。

○高木健次委員 はい、分かりました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高井千歳委員 39ページなんですけれども、前回の一般質問でも質問させていただきましたけれども、“絆”特区の外国人家事支援事業についてなんですけれども、引き続

き、どれぐらいニーズがあるのかというところは、調査をされてないという認識でよろしかったでしょうか。

○佐藤商工政策課長 商工政策課でございます。

家事支援特区についての御質問でございますけれども、ニーズ調査につきまして、この特区事業につきまして、特定の調査というのは行っておりませんけれども、ただ、ほかの調査等によりまして、例えば、その家事支援に対するニーズでございますとか、あと、関係企業への聞き取り等もする中で、ニーズというのは一定程度あるというふうに考えております。

また、この事業を運用することで、県内における子育て世代の仕事と育児の両立を図るというふうなことの期待についても聞こえてきているところでございます。

以上です。

○高井千歳委員 企業に対して家事支援の方々が不足をしているというそのニーズ調査だけじゃなくて、子育て世代に対してのニーズ調査というところも、最後少しちょっと触れられましたけれども、そこもちゃんとしたそのニーズ調査というのはやっていらっしゃる……。

○佐藤商工政策課長 この調査に当たりまして、過去に先行している県もございまして、そういったところの状況でございますとか、あと、聞き取りを数社したところでの話の中で、例えば、福利厚生の中で活用したいと、そういったところで、子育て世代の仕事と育児の話等についても出てきているところでございます。

以上でございます。

○高井千歳委員 なかなか、やはり経済的な

理由から、こういった家事代行サービスみたいなものは利用しにくいということを聞いておりますので、引き続き、どのぐらいニーズがあるのかというところは、前回知事にも要望しましたけれども、事業をやったままではなくて、適宜の見直しというか、そういったものも継続して行っていただきたいと思えます。

○佐藤商工政策課長 この後、その他報告でも、これについてはちょっと報告させていただきましても、昨日付で協議会が立ち上がりまして、本日から受入れ企業の募集等も始める予定でございます。

これが始まりまして、事業者が選ばれましたら、サービスの利用状況等につきましては、定期的に報告を求めることにもなっております。そのような報告等も踏まえまして、しっかりニーズのほうを把握してまいりたいと思っております。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料の88から90ぐらいですか、松尾課長に基金のことでお尋ねしたいと思えます。

我々議会もそうですし、県民も非常に注目をなさっているところでしょうから、あえて、説明はありましたけれども、お伺いしたいと思えます。

先ほどの説明で、これを読んで、非常に基金を使う目的は非常に広いと。てっきり私も、今話題になつとるアリーナであるとか、野球場であるとかというのが中心になるのかなと思っておりましたが、もう1回、その話と、条例案の88ページ、2条のところで、基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳

入歳出予算で定めると。これは、どういった、基金の原資というか、ふるさと納税云々という御説明ありました。どういったところから入ってきて、金額はどれぐらいで、どういったふうにするのかというのを、もう1回分かりやすく教えていただければ。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

まず、基金につきましては、やはり、スポーツを応援したいという県民の皆様とか、あと、県内外の企業の方々から、広くふるさと納税の寄附金というような形で受入れを行いたいというふうに考えておりまして、その基金を原資に、まずは新野球場、新アリーナというところは一つの活用ということになりますけれども、もう1つ、そのハード整備と併せて、やはりこれから、スポーツの、例えば国際スポーツイベントとか、それからプロスポーツの振興といったようなことで、ソフト対策も併せて非常に重要だということで、ある程度、そのソフト、ハード両面で、中長期的に活用していくというふうなところで、基金の創設というのを考えたところでございます。

○松田三郎委員 ふるさと納税、あるいはふるさと納税企業版を中心にするということになれば、たしか、県内の場合は税法上のメリットがないということになると、県外に多くを期待する。ただ、県内でも、いろいろそういうふうに応援したいなという人の場合は、そういう意味では、その水準のメリットはないかもしれないけれども、当然、いや、県内の人には当てにしませんよということじゃもちろんないでしょうから、そっちからの受皿とか、呼び水的なのは何か考えてらっしゃるんですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流

企画課でございます。

もちろん、今回の新野球場、新アリーナにつきましても、県有スポーツ施設というところでございますので、まずは、企業につきましても、県内企業の皆様に、額の多寡にかかわらず、広く寄附の呼びかけ、応援していただくお気持ちというのは形にしていきたいというふうに考えております。

まずは、いろんなあらゆる場面で、しっかり呼びかけを行わせていただきまして、協力を求めているというふうに考えております。

まず、その上で、いろんな税控除のメリットというのは、県外のふるさと納税ですと9割控除というメリットがございますが、県内につきましては3割控除というところにはなりますが、そこは、額の多寡にかかわらず、様々な形でお気持ちを表していただく寄附というところをしっかりと周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

先般、去年か、委員会でも視察した施設とか、あるいは、他県で施設整備をした例を見聞しますと、地元の企業とか経済界とかが、お金の面もちろんでしょうけれども、やっぱり盛り上がるとか、盛り上げる重要な役割をさせていただいているところがあるんです。熊本県内にそういうのがあるのかどうかはこれから話でしょうけれども、個人の県民、あるいはその企業等——もちろん県の役割は重大とは思いますが、まずは県が先頭に立つてというよりも、そういう機運が盛り上がってくると、お金の面でも御協力をいただけるのかなど。私が言うまでもなく、部長も課長もそういう御認識だと思いますので、この基金自体については大賛成でございますので、手法についても、いろいろな選択肢の中からという思いもありますので、頑張ってい

ただきたいと思います。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。
なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、第47号、第51号、第52号、第58号、第59号、第63号から第65号まで、第84号から第86号まで及び第94号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします——高井委員。

○高井千歳委員 反対でもいいんですか。

○高島和男委員長 はい、どうぞ。
何号に反対ですか。

○高井千歳委員 予算案……

○高島和男委員長 いや、議案の第何号に反対でしょうか。

13件ございますけれども、その中で、どれが反対かということをお示しください。

○高井千歳委員 当初予算案……

○高島和男委員長 ですから、提案しているのは13件、今申し上げたように、第46号、第47号、今申し上げたとおりでございますが、どれに反対なのかということを確認に教えてください。

○高井千歳委員 第46号です。

○高島和男委員長 46号ですね。それだけでいいですか。

○高井千歳委員 あと、第94号もです。

○高島和男委員長 46と94ですね。

○高井千歳委員 はい。

○高島和男委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました議案第46号、第94号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第46号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第47号外10件について、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申出が13件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

報告事項①、第二期熊本地域地下水総合保

全管理計画の策定について御説明します。

本計画案の概要につきましては、昨年9月、本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明をさせていただきます。

地下水の目標値につきまして、9月の委員会で御説明した考え方に沿いまして、地下水の目標採取量について、前計画の目標値から150万立米増以内に抑え、1億6,700万立米、目標涵養量については、前回計画から約1,000万立米増の4,820万立米と設定いたしました。

資料、右側は、5つの基本的施策を紹介しております。

1の地下水を大事に使うでは、節水の徹底や水道事業における地下水の有効利用、工業用水道の整備などに取り組んでまいります。

2の地下水採取量に応じた地下水涵養を行うでは、引き続き水田湛水事業を推進していくとともに、新たな地下水涵養の検討も行います。

3の涵養域の保全に取り組むでは、域内農業の支援や減少した涵養域の代替措置としての敷地内涵養に取り組むほか、新たな涵養域確保対策の検討にも取り組んでまいります。

4の地下水質の保全に取り組むでは、地下水質の監視や工場、事業場への指導監督等を引き続き実施していくとともに、環境中の有機フッ素化合物の調査にも取り組んでまいります。

5の県民運動で地下水を守る意識を醸成するでは、シンポジウム等のイベント開催や地下水に関する情報の発信に取り組んでまいります。

今後のスケジュールとしましては、本日の御報告後、年度内に確定、公表を予定しております。

環境立県推進課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課で

ございます。

報告資料②をお願いいたします。

第6期熊本県廃棄物処理計画の策定についてです。

本計画案の概要につきましては、昨年12月、本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明させていただきます。

3、検討経過及び今後のスケジュールを御覧ください。

12月に開催された前回の常任委員会で素案の概要を御説明させていただき、常任委員会後は、県政パブリックコメントの実施や廃棄物処理法に基づく市町村意見照会を実施しましたが、特に計画内容の変更はございませんでした。

今年1月に入り、県環境審議会へ計画案を報告し、審議の結果、計画を承認するとの答申をいただいたところでございます。

計画の概要については、別添A3の資料のとおりでございます。

今後のスケジュールとしましては、本日の報告の後、年度内に確定、公表予定としております。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

報告資料③をお願いします。

第12次熊本県交通安全計画の策定についてです。

まず、計画策定の趣旨ですが、この計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、国の第12次交通安全基本計画を踏まえた上で、本県の交通情勢を勘案して策定するものでございます。

計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間です。

次に、計画の概要ですが、構成は、道路交通の安全をはじめとする3部構成となっております。

り、それぞれの項目で、目指す姿と達成に向けた対策を策定します。

また、数値目標としまして、道路交通の安全では、国の考え方に合わせて、令和12年度末までに、死者数38人以下、重傷者数340人以下とする予定です。

なお、全体概要につきましては、別紙資料にまとめておりますので、御参照いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールとしましては、4月に、県交通安全対策会議での審議を経て、パブリックコメントを実施する予定です。

最終的な計画案の概要につきましては、6月定例県議会で本委員会に報告させていただき、策定、公表を予定しております。

次に、報告資料④をお願いします。

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第5次）の策定についてです。

まず、指針策定の趣旨ですが、熊本県犯罪被害者等支援条例に基づき、本県の被害者等支援に関する基本方針及び具体的な施策を定めるものでございます。

期間は、令和8年度からの6年間としております。

次に、指針(案)の概要でございます。

被害者の日常生活の回復に向けた支援ほか3つの基本方針を設定し、それぞれ具体的な施策を取りまとめることとしております。

全体の概要につきましては、別紙資料を御参照いただければと思います。

また、今後のスケジュールとしましては、4月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、最終案につきましては、6月定例県議会において本委員会に御報告の上、策定する予定でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

報告資料⑤を御覧ください。

第5次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定についてでございます。

本計画案の概要につきましては、昨年12月に本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明いたします。

昨年12月19日から本年1月17日までパブリックコメントを実施しまして、2件の御意見をいただきました。本計画に盛り込んだ施策の推進に期待するという御意見と計画本文中の文言の修正について御意見をいただきましたので、御意見を踏まえ、修正しております。

なお、お手元に配付しております計画の概要につきましては、前回報告と変更ございません。

今後のスケジュールでございますが、本日の報告の後、年度内に計画の策定手続を完了し、公表予定としております。

続きまして、報告資料⑥を御覧ください。

熊本県食品ロス削減推進計画の改定についてでございます。

本計画の改定案の概要につきましては、昨年12月に本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明いたします。

昨年12月19日から本年1月17日までパブリックコメントを実施しましたが、御意見の提出はございませんでした。

お手元に配付しております計画の全体概要につきましては、前回の報告と変更はございません。

今後のスケジュールでございますが、本日の報告の後、年度内に計画の改定手続を完了し、公表予定としております。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

報告資料⑦をお願いいたします。

第6次熊本県男女共同参画計画の策定についてです。

本計画案の概要につきましては、昨年12月、本委員会において御報告させていただきましたので、その後の経過等について御説明させていただきます。

12月26日から1月26日までパブリックコメントを実施し、6件の御意見をいただきました。

この中で、メディア分野と連携した積極的な情報発信と人権の尊重という項目において、行政の介入が表現活動の萎縮を招くおそれがあるのではないかと御意見をいただきましたので、「表現の自由を尊重しながら」という文言を追加しております。

計画の全体概要について、最終的にお手元の資料のとおり整理しております。

今後のスケジュールとしましては、本日の報告の後、年度内に確定、公表予定としております。

男女参画・協働推進課は以上です。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

報告資料の⑧をお願いします。

国家戦略特区 家事支援外国人受入事業の実施について御報告します。

1の事業の概要についてですが、特区制度を活用し、国の4つの機関と県で構成します第三者管理協議会により厳格な管理の下、県内において家事支援サービス事業者に雇用されます外国人の入国、在留が可能となる事業でございます。

本事業により、県内における家事支援サービスが充実し、子育て世代の仕事と育児の両立支援につながることを期待しております。

2の事業の経過についてですが、令和7年9月に特区の事業認定を受け、協議会設置に向けた国の機関との協議を行ってりましたが、昨日3月12日付で協議会を設置し、本日から特定機関の確認申請の受付を開始するこ

ととしております。

3の家事支援サービス提供における今後の流れについてでございますが、申請受付後、協議会において、特定機関としての基準適合性を確認します。

適合性が確認された特定機関は、外国人材の受入れ手続を行い、家事支援サービスの提供を開始します。

また、特定機関は、サービスの利用状況について、協議会に報告を行うほか、協議会では、年1回の定期監査に加え、必要に応じ随時監査を行い、是正措置を求めます。

また、本事業の実施に当たりましては、特定機関の情報や外国人材の受入れ状況を県や内閣府のホームページ等で公表するなど、県民の皆様への丁寧な情報発信に努めてまいります。

続きまして、報告資料⑨をお願いします。

熊本県外国人材との共生推進アクションプランの概要について御説明します。

本プランにつきましては、昨日、総務常任委員会において国際課が報告しておりますが、本委員会におきまして、商工政策課から報告させていただきます。

1に、趣旨、位置づけ、期間等を記載しております。

全国的に外国人の急増による不安の声が聞かれる一方、本県では、各産業や地域社会の貴重な担い手として多くの外国人材が活躍しており、本県の活力を維持する上で必要な存在でございます。

本プランは、多文化共生社会の実現や外国人材の受入れ環境整備につきまして、熊本県外国人材との共生推進本部での取組を体系化し、県民に分かりやすく発信するため策定するものでございます。

2の現状、課題では、現役世代が減少する一方、外国人住民が増加していること、また、国や県で外国人の受入れに関する取組が進んでいることを示しております。

2ページを御覧ください。

本県では、令和7年10月末時点の外国人労働者数は約2万4,000人と過去最高を更新しております。一方、在留資格を技能実習から特定技能1号へ移行する際、他県への転出が多いというデータもあり、県内定着が課題となっております。

資料、下段では、外国人労働者の産業別割合を示しております。

本県は、全国に比べ、農業、林業の割合が高いという特徴があり、地域別の状況も記載しております。

3ページをお願いします。

3の取組みの方向性でございますが、多文化共生の推進と外国人材の受入れ環境整備を柱に、誰もが安全、安心に暮らせる社会と持続的な熊本の発展を日本人住民と外国人住民が共創できる熊本づくりを進める旨を記載しております。

4には基本的施策を記載しております。

第1の柱、多文化共生の推進では「ともに輝ける「共創」社会の実現」「安全・安心の環境づくり」「熊本で暮らすための支援」のくくりで事業を展開します。

また、第2の柱、外国人材の受入環境整備では「外国人材から選ばれる」「熊本県で活躍する」「熊本県と繋がり続ける」のくくりで、人材確保の支援や適正、円滑な受入れに向けた支援、キャリアアップの支援、定着に向けた環境整備などを展開します。

5のスケジュールでございますが、策定までの経緯と計画期間が令和10年3月までであることを示しております。

なお、本プランにつきましては、本定例会後に県ホームページで公表する予定です。

説明は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

報告資料⑩、令和2年7月豪雨被災事業者

の再建状況等に係る調査結果についてをお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、2ページ、調査の概要でございます。

本調査は、令和2年7月豪雨の被災事業者の再建状況等を把握するために毎年実施しており、今回で5回目になります。昨年8月から11月にかけて実施し、回答率40.1%、回答数464事業者でございました。

3ページ、事業の再建状況でございます。

「再建済」が92.2%、「再建途中」が4.7%、公共事業の影響等により「未再建」の事業者が2.6%でございました。

続きまして、4ページから5ページが売上げの状況でございます。

4ページのとおり、全体として回復傾向にあるものの、半数近くの事業者が災害前の水準まで売上げが回復していない状況にあらまして、下、5ページのとおり、業種別では、卸売・小売業で売上げ減少の割合が最も高くなっております。

6ページをお願いいたします。

経営上の課題でございます。

半数以上の事業者が原材料、資材、仕入れ等価格の高騰を挙げられています。

なお、課題解決のために県の専門家派遣事業を利用したいという事業者の情報を、支援機関である商工会議所、商工会等に提供しております。

7ページ、必要とする支援策でございます。

光熱費や物価、仕入れ価格の高騰に対する支援の御要望が多くなっております。

最後、8ページ、今後の対応でございます。

まず、なりわい再建支援補助金をいまだ申請できない事業者の再建が完了するまで継続し、2つ目、先ほどの専門家派遣や先月新たに開始いたしました小規模事業者を支援いたします、くまもと型応援補助金により、事業

者の経営改善や生産性向上を後押ししてまいります。

また、本調査結果を市町村や支援機関と共有し、引き続き、連携して、事業者に寄り添った伴走型支援を実施してまいります。

商工振興金融課は以上でございます。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

報告資料⑩をお願いいたします。

熊本県の観光消費額について、令和6年の数値を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

1の概要に記載しておりますとおり、本県では、観光地の高付加価値化を図り、観光客の満足度を高め、観光消費を促す取組を推進する観点から、県の関連計画において、観光消費額を数値目標として設定しております。

2番に、令和6年の観光消費額をお示ししておりますが、合計で3,796億円となり、過去最高を更新したところでございます。

恐れ入ります、裏面をお願いいたします。

裏面の3の①、これで直近7年間の観光消費額の推移を示しておりますが、令和2年、3年は、コロナ禍の影響もあり、観光消費額は落ち込んだところですが、その後大きく回復し、令和5年からは、2年連続で過去最高を更新している状況でございます。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、2の(1)、観光消費額の日本人及び外国人別の内訳につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

この観光消費額の増加要因といたしましては、下線、太字で記載しておりますとおり、国内客と比べて消費額単価の高い外国人観光客の増加や物価高騰によりまして観光消費額単価の上昇が寄与したものと考えておるところでございます。

一方で、日本人の観光消費額は、前年から10.4%減少しておりまして、その要因といた

しまして、旅行マインドの低下などによりまして、日本人の延べ宿泊者数が減少したことが影響したものと考えております。

(2)の今後の取組でございますが、観光消費額を増加させるためには、観光消費額単価の引上げと国内観光客数の増加の両面から施策を講じる必要があります、具体的には、付加価値の高いコンテンツや旅行商品の造成、日本人観光客の着実な誘客に向けた戦略的なプロモーションなどを行っていく必要があると考えております。

今後、これらを踏まえた上で、今年夏にJRグループと連携して行います熊本デステーションキャンペーンにおける取組を中心に、地域資源の磨き上げや効果的な情報発信等によりまして観光消費額の増加を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

観光振興課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

その他報告⑫、新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集の実施について御報告いたします。

3月3日に知事が答弁いたしましたとおり、年度内に移転候補地の提案募集を開始することとしております。

当該提案募集の内容について、その概要を報告いたします。

まず、1、新野球場のビジョン及びコンセプト(案)でございます。

ビジョンですが、スポーツを通じたくまもと新時代の創造を掲げております。

官民共創により、本球場が多方面において県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることを目指すこととしております。

また、コンセプトですが、スポーツをする

環境とスポーツを見る環境の両面が充実した施設、日頃から人が集い、にぎわいが創出されるなど、施設を楽しむ複合的な機能が充実した施設、そして、まちづくりの拠点としての機能が充実した施設としております。

次に、2、新野球場に求める規模・機能(案)でございます。

両翼は100メートル以上、中堅を122メートル以上で、人工芝とし、収容人数は2万人以上とすること、それから、屋内練習場を整備するとともに、日常的に県民が利用でき、興行時にはキッチンカー等の乗り入れが可能な広場などを整備することとしております。

駐車場につきましては、普通乗用車で1,000台程度駐車可能な大きさとしております。

次に、3、移転候補地を提案できる提案資格者ですが、県内市町村としております。

裏面を御覧ください。

提案に当たっての条件ですが、駅近、町なかであること、また、整備の際には、土地を市町村が自らの負担で確保すること、受益の程度に応じて、土地の確保に要する経費のほか、整備費や維持管理運営費の一部を負担すること、整備に連動した独自の取組を実施することに努めることを条件としております。

次に、5、審査方法及び移転候補地の決定方法等でございますが、学識経験者等で構成する審査会で審査を行うこととしております。そして、総合的な評価を行い、最も高評価の移転候補地を審査会の選定案とし、県は、審査会の選定案を踏まえ、移転候補地を決定することとしております。

次に、6、審査基準ですが、まちづくりの考え方や移転候補地の条件、用地確保の見込みや費用負担、独自の取組等を審査項目としております。

次に、7、基本協定の締結でございますが、決定した移転候補地に係る提案市町村と基本協定を締結いたします。そして、提案市

町村との協議の場を設置し、具体的な協議を行いながら、新野球場の整備を担う事業者等の選定、設計、施工、維持管理など、事業を推進することとしております。

最後に、8、スケジュールの見込みですが、募集開始を3月下旬からとし、期日については現在調整中でございます。

また、提案書提出期限を7月下旬とし、検討期間を4か月程度確保したいと考えております。

審査会の開催や移転候補地決定などを8月以降で進め、知事が答弁されましたように、本年秋頃までには移転候補地を決定していきたいと考えております。

スポーツ交流企画課からの報告は以上です。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

報告資料⑬をお願いいたします。

有明工業用水道事業の未利用水を活用しました新規工業用水道事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて御報告いたします。

1ページをお願いいたします。

資料、左、上段のとおり、本事業は、県の地下水保全3原則の1つ、他の水源利用の推進として取り組んでおり、資料、左、下段のとおり、菊池川支流の迫間川にございます竜門ダムから、既存の農業用パイプラインを活用して、菊陽町周辺の半導体関連企業が集積するエリアへ給水する計画でございます。

資料、右は、配管ルートでございます。右上に青で示しております農業用パイプラインの3号ファームポンドから取水、緑色で示す浄水場を経由し、給水先エリアに至るピンクのルートに沿って管路を整備する予定でございます。

2ページをお願いいたします。

今年度の取組状況でございますが、資料、上段のとおり、浄水場等の施設の詳細設計を

進めております。

下段の写真でございます浄水場建設用地は、昨年12月末に引渡しを終え、本年1月に造成工事に着手いたしました。

また、給水条件等に係る企業協議や水分野での官民連携方式、ウォーターPPPを浄水場等運営に導入するための手続を進めております。

なお、資料、下段、右側は、浄水場内の施設配置図でございます。

農業用パイプラインから取水した水は、図の上側から浄水場に供給され、場内で、汚泥処理、沈殿処理などの浄水工程を経た後、2つの大規模配水池を経由して、企業に給水することとしております。

3ページをお願いいたします。

今後の整備スケジュールでございます。

本事業は、令和9年度中の給水開始を目標として取り組んでまいりましたが、資料、上段のとおり、浄水場建設用地の取得長期化、当初予定していなかった施設の追加整備や地盤改良工事などの状況変化が生じており、詳細設計での精査の結果、資料、中ほどに記載のとおり、給水開始時期は令和11年度中となる見込みでございます。

状況変化の1つ目、用地取得の長期化でございますが、用地取得による農業等への影響に配慮の上、浄水場建設地を選定したことにより、当初予定より時間を要したところでございます。

2つ目の整備施設の追加は、2ページで御説明しました大規模配水池の整備でございます。

農業用パイプラインにおいて、農業用水を多く使用する夏場のかんがい期でも企業に安定的に工業用水を供給するため、追加で整備するものでございます。

3つ目の地盤改良工事等は、浄水場建設地の地盤強度や周辺の土地利用状況を踏まえ、実施するものでございます。

資料、最下段は、今後の対応でございます。

発注時期の平準化による工事施工の円滑化や現場周辺での交通渋滞の軽減などを通じ、工事による地域への影響の最小化に取り組んでまいります。

また、施設完成後の運營業務には、ウォーターP P P導入により、民間のノウハウ等を活用することとしております。

給水開始時期の変更にかかわらず、当初予定どおりのスケジュールで事業者を選定することで、そのノウハウやアイデア等を施設整備に最大限反映させ、より一層の運営効率化を図ることとしております。

さらに、新規工業用水道の給水予定エリアでは、くまもとサイエンスパーク等の進展により、半導体関連企業をはじめとする企業集積が期待されます。給水開始までにより多くの給水先確保に努め、安定的な事業経営につなげてまいります。

引き続き、地下水保全と工業用水道事業の経営改善の両立に向け、しっかり事業に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 それでは、これから、その他の報告についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○高木健次委員 松尾課長、今日、新野球場の整備に係る移転工事の提案募集の実施ということで、⑫番、報告の、これについてちょっとお尋ねしますが、焦っております。先ほどは申し訳ない。

このことは、ちょっとね、非常に私も関心がありまして、その都度質問をしているような状況ですけれども、3月下旬から公募をするということでありますけれども、まず、これはもう市町村だけに限った公募ということですかね。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課です。

対象は市町村に限ってということではございますが、例えば、民間事業者と市町村が、市町村があくまでも主体ですが、民間企業の方と連携して御提案いただくということまで妨げるものではないというふうに考えております。

○高木健次委員 市町村だけではなくて、いろいろな、民間関係との連携を組みながらとか、そういうことも含めての提案ということですかね。

次に、この、県が、提案募集の要項ですよ、これはもうここに書いてあるとおりの形で進行していくということによろしいんですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

要項につきましては、現在まだ詳細を検討中でございまして、こちらにお示ししてますのは概要ということでございます。正式な要項につきましては、募集開始と併せて公表したいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 要項は、一応ここで明記されておりますけれども、今言われたとおり、これから要項については変える準備もあるということですね。それでよろしいですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

要項の基本的なコンセプトにつきましては、こちらにお示しのとおりということでございます。

今最終調整ということで、これから詳細はちょっと詰めているような段階でございます。

す。

以上でございます。

○高木健次委員 例えば、基本協定の中で、新球場に求める規模とか機能とか、案でこれに入っておりますけれども、収容人数が2万人以上とするというのと、それは3万人までとか、以上だったら分からないわけですね、2万人以上ということでは。

よく野球関係の方に聞くんですけども、やっぱり硬式の球場は、またプロ野球が興行するには、3万人以上ないと、なかなか採算が取れないといいますか、興行にならないというようなことも聞きますけれども、大は小を兼ねるといいますか、これからの球場を造ることであつたら、3万人規模をやっぱり想定したほうがいいんじゃないのかなということと、駐車場も、一応1,000台ということで提案してありますけれども、やっぱり、できれば3,000台とか、4,000～5,000台とかというような規模でないと、非常に今熊本県は渋滞しておりまして、あっちこっちで、パークドーム等あたりの競技場もそうですよね。造ったときはそれでよかったという感じがして、大変よかったなと思っておられたでしょうけれども、今になったら、やっぱり渋滞で、どうしようもないというような現状になってるんですよ。

将来のことを考えると、その辺も加味してやらないと、2万人規模、1,000台規模でやったら、非常に後々大変なことになるんじゃないのかなということがしますので、この辺はやっぱり何とか提案のやり方といいますかね、もう少し幅を持たせてやったほうがいいんじゃないのかなという気がしますけれども、この件についてはいかがですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

まず、2万人という規模の考え方について

でございますが、いろんな野球関係者ですとか、あと開発事業者の方にヒアリング調査を昨年度から今年度かけて行っております中で、本県、プロスポーツチームというのが、プロ野球チーム、ございません。やはりそういった中では2万人程度が適当だという意見が大半ということになっております。

で、プロ球団の仮に試合が数試合年間行われるということになっても、2万人程度あれば、一応問題ないというような、そういう御意見というのが多くございました。

ただ、現状で、いろんな国際大会ですとか、世界大会とか、あるいは今後プロ球団が12球団から16球団になるというような議論がされているというような状況というのもございますので、2万人規模というのを想定しながらも、将来的に拡張できるような、そういう仕様というのは想定しておく必要があるかなというところでございます。

また、今回の提案に当たっては、そういった意味も込めて2万人以上というようなところで、一応ここは記載させていただいているというところです。

それから、駐車場の考え方についてでございますが、基本的には、あり方検討会議の委員からの提言にもございましたとおり、駅近、町なかというところで、鉄軌道の駅から、公共交通利用という、そういうアクセスというところを大前提で考えるということでございまして、ただ、そうはいいまして、ある程度一定規模の台数は必要だろうということで、他県の事例も考慮しながら、1,000台程度ということに今回書かせていただいております。

ただ、移転先次第で、その台数がそれ以上整備できると、整備したほうがいいというような考え方はまたできるのではないかなとも思っておりますので、そこはちょっとこれから、移転先次第で考えていくという課題になるかなと思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 基本的に駅近、町なかというような考え方でおられるということですが、やっぱり場所は、非常に、この球場、アリーナ——アリーナはもう決まっていますから大体、球場については、非常に場所的な問題が出てくると思うんですね。さっきも申し上げました、渋滞による弊害といいますか、その辺も十分考慮して、やっぱり広い敷地のあるところということでやったほうがいいんじゃないのかなと、私の個人の意見ですけどね、思っていますけれども。

何か、これを見ると、駅近ということを非常に重点的に考えておられるんじゃないのかなと思いますけれども、高速道路関係もやっぱり非常に影響すると思うんですね。高速道路の便利のいいところ、インターチェンジがあるところ。そういうことも加味していったほうがいいんじゃないのかなというふうに思っていますけれども、これは今からいろいろ、提案の出し方も、いろいろな形で出てくるんだろうと思うんですけども。

例えば、ちょっと話によれば、聞くと、今、藤崎台野球場がありますよね。ここは外野席は芝生なんですよね。客席は内野側だけ。今まで、ずっと、藤崎台球場のいろいろな試合を見てきますと、非常にやっぱり不満、不平というかね、この辺にもあるんですね。ベンチシートだったり。

課長も、広島のように、いろいろなところへ視察に行かれましたけれども、球場も。やっぱりあれ見たら、よその見たら、わくわくするような球場が、今どこでもそういうのができてるんですね。だから、その辺は、もう少し将来のことを考えると、やっぱり全席、2万、3万人入るような座席を造ってやらないと、これからの時代にはそぐわないんじゃないのかなという感じがしておりますので、どうかその辺は、今からまだ変える余地

があればですよ、しっかりと吟味されて、ここは3万人規模、あるいは全席、席を造ると、きちんとした席を造ってやるというようなことを含めてですよ、もう少し検討する部分があるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、どうぞ、その辺は、課長のほうにもしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○高島和男委員長 要望でいいですか。

○高木健次委員 はい、以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 関連です。

今の高木委員の御意見聞きながら、私が聞いた範囲では、いわゆるサウンディング調査等々、こういう方向がいいんじゃないかというような、多くのある意味で経験のあるところから聞くと、3万以上となると、手挙げるところはないんじゃないかという話もあるそうでございますし、駐車場に関しても、駅近、町なかにしてあるということは、車も今の——もう郊外なら別でしょうけれども、やっぱり、じゃあ2,000、3,000とすると、それだけメリット大きいかというと、それでも全体からすると、ごくごく僅かなわけでしょうから、極端に言うと、駐車場は一切ありません、駅近ですからというふうにしないと、例えば、広島のマツダスタジアムもそうであったように、やっぱりそういう大量輸送ができるようでない、車で来られるから、駐車場をある程度キャパをという、結局渋滞がひどくなるかということもある、それもサウンディング調査等の結果では、そういう希望の方が多いということでもありましたので、もちろん高木委員の御意見を聞きながら、これからの中で、可能な範囲は取り入れるとし

ても、大体そういうのを聞きながら出された数字でしょうから、それはそれで自信を持って進めていただいていいのかなと思っております、私の意見として。

と同時に、今藤崎台の話出ました。この時期、このタイミングで言うと、何か誤解を受けそうですけれども、マイナスにならないようにと思って、要望としてお聞きいただきたいと思いますが、新球場は県営として整備するわけでしょうから、じゃあ、今ある県営の藤崎台はどうなるのというのは、多くの県民とか、野球関係者の方も、心配なり、されているようであります。答弁は結構でございますが、所在地が熊本市でもございますし、あそこは文化財の関係とかクスノキの関係で非常に難しい問題もあるんでしょうけれども、どうも、熊本市はあんまり主体的にとか、県のほうも、ちょっと言えるところ、言えないところが出てくるかもしれませんが、既になさっておられるとは思いますが、いずれこういうふうにしたいとか、こういうふうになるだろうというのを、熊本市があんまり関心を示してらっしゃらないというような話も聞かんでもありませんので、そういうところも同時に——同時に進めると変な話になるかもしれませんが、当然、今やってらっしゃるように、最終的な決着の姿というの描きながら、熊本市との協議も進めていただきたいと思います。

これは要望ですから、以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 ちょっと基本的なことになるんですけども、この球場は、県営球場でやるんですか。例えば、市町村から応募があって、決まったら、例えば、どこどこ市町村の町営とか市営とか、そういう形になるんですか、あくまでも県営球場でいくんですか。

○協観光文化部長 ここにお示しをさせていただいているのは、あくまでこちらから御提案をいただくための仕様条件であります。ですので、今いろんな御議論があっておりますが、ここは最低条件というところでお示しをしておりますので、それを超えて出してくることについて、我々として否定するものでありませんし、あと、今の県営では、必ず県なのかというお話ですけれども、基本的には県だと思ってますが、当然、出てきた内容等々によっては、どういう形になるかというのは、いまだ分かるわけではありませんので、ここは、あくまで、やっぱり提案をいただいてから判断をすることになるんだろうなというふうに思っていますので、現状では、もう県営であることは間違いないというふうに思っていますので、大丈夫でございます。

○高木健次委員 県営の球場にするか、市町村営というふうな形にするのか、今のところ分かってないということでしょうけれども、これは、やっぱりある程度はつきりしておいたほうがいいんじゃないのか。

例えば、やっぱり財政資金の問題もありますよね。例えば、何百億かかるというようなときに、きたぎんボールパーク、岩手県の、もうこれなんかは、市と県で40%、60%とかの割合で造ったというようなところもあるんですよ。その辺からすると、県営、市営にしても、資金の出し具合があるわけですから、その辺ははつきりしとったほうがいいんじゃないのかなというふうに思っておりますので、できれば、僕はやっぱり県が、ある程度市町村から提案があっても、やっぱり主導権はある程度県が持ってやらないと、市が手挙げた、町が手挙げたということでやって、その辺に全部任せるとするか、県がおんぶにだっこみたいな形になったら、これは非常にまたおかしくなってくるんじゃないのかなという感じがしますので、その辺ははつきり、

ある程度きちんと最初からしたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますけれども、部長、その辺はいかがですか。

○脇観光文化部長 すみません、これはもう何度もちょっと繰り返しになってしまうんですが、現状では、まだ御提案もいただいてない段階で、正直言いますと、規模も分からないですよね。その面積とか、こういった、今回の御提案の中にも、例えば、お配りしている資料の中で、提案に当たっての条件の中で、例えば、この4つめのポツの中に、整備に連動した独自の取組を実施することに努めることみたいなことが書いてあるわけですね。これは、市町村によって、自治体によって、その規模、大きさも変わってくると思います。そうすると、当然必要な面積も変わってきますし、必要な予算も変わってくると思います。

ですので、やはり、これに関しては、すみません、繰り返しになりますけれども、御提案をいただいた中で、その事業規模、予算規模等々がはっきりした段階で、最終的にどうなるのかというのを判断すべきだというふうに思ってますので、現状では、あくまで県営であることは間違いございませんけれども、どのような枠組みになっていくかというのは、今の段階ではちょっと申し上げられないかなと思っています。

○高木健次委員 分かりました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高井千歳委員 外国人材との共生推進アクションプランのことについて、ちょっと伺いたいですけれども、先日、経済産業省のほうから、改訂版で、2040年就業構造推計というものが出たと承知をしておるんですけれども、その中では、2040年には、人材不足

は生じないということが述べられておりました。

その要因としては、やはり、人口減によって需要が減っていくということが一つ、それと、AIとかロボット化などによって技術革新が起こっていくということが書かれていたんですけれども、この辺りとか、あと、日本人との将来的な雇用のバッティング等も、こういったところも考慮して、シミュレーションとかしていращやるのかというところを御質問させていただきたいと思います。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

今回、アクションプランのほうを策定することにしておりますけれども、まず初めに、今回のアクションプランにつきまして、今後の熊本県の見込み数等について決定するというものではございません。

その中で、ただ、現時点においては、やはり人材不足というようなのが進んでいる中で、外国人労働者の方が増えてきているという現状の中で、日本人と外国人がともに安全、安心に共生して暮らしていけるという、その社会についてのプランを策定したというものでございます。

今、委員のほうから御発言がありました調査について、すみません、詳細については、ちょっと今手元にはないんですけれども、確かに、今後、人口減等によって、そういった労働力不足についても縮小していく可能性もございますけれども、現時点では、労働力不足がある中で、先日、政府のほうでも、技能実習や特定技能の受入れ見込み数等についての数字も出ておりますが、そこも、労働者不足に対して、まずは生産性向上を図る、後は、国内での労働者でカバーしていくと、その上で、どうしても必要なところについてという、大まかな見込み数も出されているところでございます。

県といたしまして、まずプランの今回の趣

旨について御理解いただくとともに、今後については、そのような国の見込み等もしっかり見ながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

ヒアリング等をして、受け入れているのはあくまでも企業さんであって、県はその環境整備をしているだけだということをいつも執行部のほうはおっしゃるんですけども、もちろん、農業とか介護とか、今直近でもう不足している分野に関しては、手をお借りしないといけない部分というのは、もちろんあるというのは承知をしているんですけども、やはり、例えば不景気になったときとか、雇用が切られる場合というのは、最終的に責任を持つのは行政になるというふうに思いますので、やはり簡単ではないと思うんですけども、その辺のシミュレーションというのをしっかりとやっていただきたいというのを要望します。

それと、もう1つ、別のことで要望なんですけれども、新規工業用水道事業について。

先日も、議案の説明会のときに、要望というか、質問させていただいたんですけども、やはり、事業費が150億円から200億円になっているということで、そのうち4割は国からのインフラ交付金ではありますけれども、6割は30年ぐらいをかけて回収をしていくと。維持管理費等も含めて30年ぐらいで利用料から回収をしていくということなんですけれども、ただ、企業にとっては、やはり地下水を取水したほうが安価に済むというところで、インセンティブはあんまり企業にとってはないと思うんですね。ですので、この年間400万トンですかね、これをしっかりと使っていただけるように、この事業費も上がっていますので、ここはしっかりと全て使っていただくように努力していただきたいと要望

いたします。よろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和7年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、5項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査検討等をおられますが、ここに上げた5項目は、具体的な取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かご

ざいせんか。

○松田三郎委員 先ほど議案の説明のとき、ちょっとお尋ねすればよかったんでしょうけれども、議案の企業局、馬場課長、すみません。これは後で結構ですけれども、説明のところを見ると、一般会計の繰出しがあり、今度は一般会計借入金がありとか、あと、環境立県のほうから返済の繰出しがあるととか。多分、決算委員会とか、この前の委員会でもお尋ねして、分かったつもりがあまり分かっておりませんでしたので、後日また説明していただければ助かりますけれども。

その一般会計と企業局の会計の関係ですね。繰り出したり、その財政貢献とかする部分もある、あるいは、企業局内の水道、電気、駐車場の中での、あそこはかっちりして、あんまりこっちが成績よくてこっち悪いから、じゃあこっちを補填しようとかというのができない、結構融通が利きにくいようなシステムになっていると。

ですから、何かの一定のルール、その一般会計との関係も、何かルールなり、条件なり、要件というのが何かあったような話も聞くし、これなんか当初予算でもう繰出しで金額が決まっているというのは債権の関係かもしれないけれども、何かそういうのがあれば——あるんでしょうけど、どういうケースでというのをまた後日でも教えていただければ……。ここでざっくりな話が説明できればそれでも結構ですし……。

○馬場総務経営課長 大きく分けて2つございまして、まず、一般会計から繰出しと貸付金をいただいております。

繰出しにつきましては、そもそも、有明工業用水、八代工業用水、整備したときの経緯も踏まえまして、企業債、後は企業債の利子等を基本にしまして、知事部局のほうから繰出しをいただいているというところでござい

ます。

もう1つ、一般会計からの貸付金でございますが、そちらは、工業用水道事業での損失に応じまして貸付金をいただいているというところでございます。

そちらのほうは、返済をしていくという前提でございますが、先ほどの繰出しにつきましては、企業局のほうにいただいているというような整理でございます。

一方で、あと、電気事業で、F I T化しておりまして、その利益上がっておりますので、それを一般会計のほうに企業局のほうから繰出しをさせていただいているというものがございます。そちらが年間5億円。

あと、加えまして、有料駐車場事業、こちら利益計上しておりますので、こちらから5,000万円、合わせまして5.5億円を一般会計のほうに県政貢献ということで繰出しをさせていただいているという状況でございます。

あと、事業会計間の資金の融通ですけれども、電気事業、工水事業、あと、有料駐車場事業、こちらはもう独立採算制ということが基本になっておりますので、基本的には資金の融通はできないのですが、電気事業のほうから、工水事業赤字でございますので、状況を見て貸付けということはこれまでも行っているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 簡単に考えれば、繰り出してもらって、またこっちで一般会計にというなら、それはそこでどぎゃんか調整すればようはなかろうかと思うようなことがありましたのでお聞きしました。

ということは、どんどんどん、事業によつてはもうけていただいて、県政貢献というか、一般会計に繰り出すとかすると県財政に余裕が出てくるということで、役割は大きいと思いますので——久原局長、うんうんとおっしゃってまして、そういう意味では応援

しますので、頑張っていたきたいと思います。

今ので理解できました。ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○高井千歳委員 水質汚濁防止法の上乗せ条例についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、県のほうで、昭和48年ぐらいにできた条例で、水質汚濁防止法の上乗せ基準というものを設けていらっしゃるというふうにいるんですけれども、この今の規定では、この上乗せ基準は、下水道の終末処理施設には適用されないということになっているかと思えますけれども、その理由を教えてくださいませんか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

ただいまの御質問に関してですけれども、まず、工場、事業場の排水規制に関しましては、水質汚濁防止法で規定されておりまして、全国一律の基準が設定されているところでございます。

この、先ほどおっしゃいました上乗せ排水基準につきましては、河川等における環境基準の達成を目的としまして、法より厳しい排水基準を条例で定めることができる旨、この水質汚濁防止法第3条第3項で規定されているものでございます。

これは、言い換えれば、河川や海域で環境基準を達成できていないときに上乗せ規制を行うという形になります。

この水質汚濁防止法の規制対象であります対象事業所につきましては、様々な業種を対象としております。いろんな工場、事業場から汚れた水が出てきますので、いろんな業種を対象としています。

その中で、有害物質を使用する可能性が高

い施設やそうでない施設がございます。高い施設としましては、化学系の工場とか、そういうのございますし、そうでない施設とすれば、食料品等、恐らく有害物質は出てこないだろうというような施設も、いろんなのが含まれております。

これらの施設からの排水の実態を踏まえ、その当時、そのリスク等に応じて上乗せ排水基準が個別に施設ごとに設定されているものでございます。

現在、河川の水質、かなりよくなってきておりますので、県内の河川及び海域の環境基準点におきまして、自然由来の場合を除きまして、有害物質の環境基準超過は確認されていないところでございます。

そのため、上乗せ規制の対象には、もう現在ならないのではないかというふうに捉えております。

で、委員の御質問のありました下水処理施設につきましては、恐らく御心配なのは、セミコンテクノパークの工場の排水が流入する熊本北部浄化センターの件だろうと思うんですけれども、その自主検査の結果では、上乗せ対象でないにもかかわらず、上乗せ排水基準よりも低い濃度の排水しか放流されておられませんので、そういう状況を踏まえれば、現時点で下水処理施設への有害物質に関する上乗せ排水基準の設定の必要性は低いというふうに捉えているところでございます。

今後とも、河川海域の水質をきちんと把握しながら、環境の変化等をきちんと見極めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

北部浄化センターについては、10倍以上、生活排水と一緒に薄まっているということもありますけれども、あと、ちょっとお聞きしたいのが、新しくできる特定公共下水施設についても、これが適用されるという認

識でよろしいのでしょうか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

ただいまの質問に関しましては、今月3日の代表質問、高木委員から質問があつて、知事が答弁した件にも関係するかと思っております。

県が整備する新たな下水処理場の処理方法につきましては、水質特性に適した最も効果的な処理技術を導入するという形で施設設計が進められているところでございます。

で、その半導体の製造で使われた工場排水が主に入ってくることになります。有機物が少なく、窒素が多く含まれることになるので、これまでの下水処理とは異なる、これまでの活性汚泥法による処理を基に、窒素分が多いですので、窒素を確実に取る方法とか、そういうのをいろいろ検討されることになっております。

そのため、事業課が、この水質特性に適した処理仕様の検討を進められているところでございまして、その検討の一つとして、セミコンテクノパーク内の既存工場の排水を用いた実証実験を行うこととされております。

そのような中で、既存の工場排水を使用して適切に処理できる最適な条件等を有害物質も含めて検討されるかと思います。

今後の施設設計や運転管理をその中で生かしていくということをされておりますので、これらの状況を踏まえた上で、放流河川の環境基準が達成できるかどうか、それを見極めた上で、上乗せ排水規制の必要性を判断することになると考えておりますので、今のところ、特定公共下水道に関して、上乗せ排水基準を適用するかと言われると、今のところ適用しないというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

その経過を見てということだったんですけども、ただ、運転が開始されてから、その後からその条例がその上乗せ基準、そこに適用したとしても、そこはもう既存の工場として適用外ということに恐らくなるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり、実証実験の中で、しっかりと物質が上がっていないかということを見ていただいて、即判断をしていただきたいというふうに思います。条例等の改正も含めて、よろしくお願いします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして、第9回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時33分閉会

○高島和男委員長 なお、本年3月末をもって役職定年される方が、本日4名出席されております。

4名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

最初に、協観光文化部長からお願いします。

（協観光文化部長～守屋審査調整課長の順に退任挨拶）

○高島和男委員長 お疲れさまでございました。

今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

1年間、委員長として、常任委員会の進行を務めてまいりましたが、今日もそうですが、なかなか不手際があり、委員各位、そしてまた執行部の皆様方には大変お世話になりました。御迷惑をおかけしました。何とか皆様方の御協力、御理解もあり、役目を果たすことができました。本当にありがとうございました。

また、今、部長のお話にもありましたように、この委員会の議論というのは、これからますます県民の耳目を集める機会が多々あるかと思います。引き続き、活発な議論を通して、県民の負託にしっかり応えていただく委員会であっていただきたいと思います。

そして、部長はじめ4人の皆様方におかれましては、本当に長年御苦労さまでございました。ぜひ、引き続き、私ども、大所高所からアドバイスをいただいて、熊本県政を見守っていただきたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

そして、最後に、担当書記の須田さんにおかれましては、微に入り細に入り支えていただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、残念だったのは、管外視察、いろいろと段取りをしていただいたにも関わらず、同行できなかったというのが本当に残念でなりません。またぜひ機会があったら、御一緒に行きたいと思います。

本当に最後になりますが、皆様お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

次に、南部副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○南部隼平副委員長 この1年間、高島委員長の下で委員会運営を務めてまいりました。御協力いただきました委員の皆様、そして、

執行部の皆様、大変お世話になりました。

この委員会も、私も非常に思い入れが強い、最初1年目の委員会で行ったので、今回、スポーツ施設が進んだり、いろんな、地下水の問題であったり、様々な議論が活発に行われたということは非常によかったなというふうに思います。

引き続き、この委員会続いていきますけれども、執行部の皆様、そして委員の皆様には、さらにまた議論を進めていただいて、県政の発展につながればというふうに思っております。

皆様、本当にありがとうございました。
（拍手）

○高島和男委員長 以上で終了いたします。

午後0時43分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長